

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)	4	第1条	第1項	第41号			不可抗力	「公衆衛生上の事態」とありますが、新型コロナウイルスなどの感染症も不可抗力に該当するという理解でしょうか。	未知のウイルスなどによる感染症の蔓延であって、緊急事態宣言を伴うような事態は、ご理解のとおりです。なお、不可抗力の条項の適用の有無は、生じた事象によります。
2	事業契約書(案)	8	第9条					契約保証金	「施設整備費のうちサービス購入料Bの割賦に係る金利相当額を除く金額の10分の1に相当する額」は、消費税相当額を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	8	第9条	第1項 第2項				契約保証金	契約保証金の金額は、「施設整備費のうちサービス購入料Bの割賦に係る金利相当分を除く金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1に相当する額」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	8	第9条	第2項				契約保証金	履行保証保険契約の契約期限は、引渡予定日まででよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	11	第14条	第3項	第1号			設計の変更	設計変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者が事業者に対し、これを負担するとありますが、合理的な範囲において金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	事業契約書(案)	13	第15条	第4項				事前調査	合理的な範囲において発注者が費用等を負担するとありますが、合理的な範囲において金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)	13	第16条					本件工事に伴う 近隣対策等	「本事業に係る事業計画」とは、本件工事の計画という理解でよろしいでしょうか。	「本事業に係る事業計画」とは、本件工事の計画に限りませんが、本件工事に対する近隣住民の了解を得るための資料を指します。
8	事業契約書(案)	13	第16条	第4項				近隣対策等	発注者が費用等を負担するとありますが、合理的な範囲において金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書(案)	23	第35条	第2項	第1号			工事の一時停止	発注者がサービス購入料を増額するなどして事業者に対して負担するとありますが、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限ります。
10	事業契約書(案)	24	第37条	第1項				工期変更の 費用負担	工期の変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者が費用を負担するとありますが、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限ります。
11	事業契約書(案)	26	第40条	第1項				所有権移転 手続き	「…本施設を発注者に引き渡し、所有権を発注者に移転するものとする。」とありますが、かかる手続きの完了を明確化するため、事業者側から目的物引渡書を提出し、貴組合がこれを受理することで所有権の移転が完了することとさせていただきます。	引渡し時には、引渡書の発行を行います。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
12	事業契約書(案)	26	第40条					施設の引渡し等	引渡し完了した場合、引き渡しを称する書面を発行いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該書面の発行にはどの程度の時間を要しますでしょうか。	前段については、事業契約書(案)に関する質問回答No.11をご参照ください。後段については、2週間程度とお考えください。
13	事業契約書(案)	26	第40条	第2項				本施設の引渡しと不動産取得税について	「本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委任若しくは請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。」とありますが、これにより、引渡し前に稼働準備業務を実施したとしても、SPCに不動産取得税は課税されないとの理解でよろしいでしょうか。また、非課税となる場合は、その根拠となる考え方についてもご教示ください。	税制度の適用については、事業者にて税務署等に確認してください。
14	事業契約書(案)	26	第41条					運営開始の遅延	発注者の責めに帰すべき事由により運営開始日が遅延した場合、発注者が費用を負担するとありますが、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限ります。
15	事業契約書(案)	26	第41条	第2項				運営開始の遅延	「発注者の責めに帰すべからざる理由により」とありますが、例えば第14条や第37条のリスク分担規定、本項のなお書きと同様に、「事業者の責めに帰すべき理由により」ではないでしょうか。	本条は、運営開始の遅延の場合の規定であり、発注者に帰責事由がない場合、原則として事業者のリスクとしています。原案のとおりとします。
16	事業契約書(案)	29	第43条	第2項				稼働準備業務完了の手続き	「…供用業務を実施するに当たり必要な一切の準備を…事業者提案に基づき実施するものとする。」とありますが、当該稼働準備業務が完了したことの手続きを明確化する目的で、事業者側から稼働準備業務完了の通知書を提出し、貴組合から確認書を発行して頂くことをご検討頂けないでしょうか。	稼働準備業務完了の確認は、引渡書に含みます。別途の書面は発行しません。
17	事業契約書(案)	29	第44条					年度別協定書	年度別協定書は、SPCと市との協定で宜しいでしょうか。	年度別協定書は、SPCと組合との間で締結します。
18	事業契約書(案)	31	第47条	第1項				施設供用業務の遂行計画	「…年度運営計画書(物品販売に係る業務計画書を含む。…)…」とありますが、事業契約書第6条第1項(3)キで規定されている用語(自販機等運営業務)に統一するため、「…年度運営計画書(自販機等運営業務に係る業務計画書を含む。…)…」へ、変更をご検討頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、契約書において修正します。
19	事業契約書(案)	31	第47条	第2項				年間施設供用計画書	承諾は、供用開始予定日までに受ければ宜しいでしょうか。	承諾については、当該事業年度の開始日までに得ることで構いません。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
20	事業契約書(案)	33	第50条	第2項	第3号			本施設の修繕・更新	発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合、発注者が修繕・更新に要する費用を負担するがありますが、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限ります。
21	事業契約書(案)	41	第64条	第1項				引渡日前の解除の効力	検査に合格した本施設の全部又は一部のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとするがありますが、この支払いの対象には事業者による事前調査や諸経費、資金調達費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	組合の基準によりますが、ご指摘の場合の支払対象には、調査費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成する又は施設整備のために必要とした合理的な範囲内の費用を含むとお考えください。
22	事業契約書(案)	43	第65条	第4項	第1号			引渡日後の解除の効力	「発注者の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、発注者は、サービス購入料のうち未払いの施設整備費に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、サービス購入料のうち未払いの施設整備費の支払義務を免れることができるものとする。」とありますが、発注者の被る被害額が、未払いの施設整備にかかる対価を下回る場合は、相当分を相殺するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	事業契約書(案)	44	第66条	第3項				損害賠償	違約金の算定根拠となるサービス購入料は、消費税相当を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	事業契約書(案)	46	第73条					財務書類の提出について	会社法上、株式会社の会計年度の最終日については特段の規定がなく、任意の日を設定することができるため、SPCの決算時期については、事業者が自由に決定できるとの理解でよいでしょうか。この場合、例えば9月末日を会計年度の最終日とした場合、財務書類の提出時期期限は12月末日、との理解でよいでしょうか。	SPCの会計年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする1年間としてください。ただし、最初の会計年度の始期は、事業者の設立日とします。財務書類は、7月末までに提出してください。
25	事業契約書(案)	57	別紙7	2	(2)			事業者等が付保する保険	施設供用期間中における普通火災保険に係る保険期間として「引渡日の翌日から運営期間の終了日まで」とありますが、第三者賠償責任保険と同様に保険期間は1年毎の更新可、との理解でよいでしょうか。	1年毎の更新を可としますが、保険証券その他保険の内容を示す書面を、毎年更新時に速やかに提出するものとします。
26	事業契約書(案)	57	別紙7	2	(2)			事業者等が付保する保険	「普通火災保険」については、同等の効果がある保険効力であれば、保険の名称は異なってもよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
27	事業契約書(案)	59	別紙8	1				本施設引渡日までの不可抗力の負担割合	本施設損害の積算額が累計で施設整備費の1パーセントに至るまでは事業者が負担するとありますが、当該施設整備費にはサービス購入料Bの割賦金利相当額も含まれるのでしょうか。	本別紙における施設整備費にはサービス購入料Bの割賦金利相当額を含みます。
28	事業契約書(案)	60	別紙9						保証書は、建設企業が本施設(火葬炉を除く)、火葬炉企業が火葬炉を対象として、それぞれ提出するという理解でよろしいでしょうか。	建設企業及び火葬炉企業が連名で提出してください。
29	事業契約書(案)	60	別紙9	第2条				差入日について	具体的には、事業契約第40条に基づく引渡日以降、供用開始日の前日以前の間、との理解でよいでしょうか。	本保証の差入日以降、すなわち事業契約本契約成立日以降となります。
30	事業契約書(案)	61	別紙9	第5条	2			保証期間の始期	保証書期間の終了だけでなく保証期間の開始日を明確化するために、以下の文言を追記することをご検討下さい。「本保証は、供用開始日を始期とし、主債務が完済され…」	原案のとおりとします。
31	事業契約書(案)	62	別紙10	第2条	1			個人情報保護特記事項	「賃貸借等」とありますが、そのような業務はございますか。	現時点で具体の想定はありません。
32	事業契約書(案)	65	別紙11	1	(3)			維持管理業務報告書(月報)	「…翌月の5日までに、発注者に提出すること。」とありますが、他方、運営業務報告書(月報)においては「…翌月の10日までに、発注者に提出すること。」となっています。月報の提出時期を統一するため、維持管理業務報告書(月報)においても、翌月10日までの提出とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.96を参照ください。 契約書において、「翌月の10日まで」と修正します。